

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さの最高限度の特例許可
根拠条例・規則等名		建築基準法(昭和25年法律第201号)
条 項		第60条の2の2第3項ただし書
所 管 部 課		建設局 建築部 建築行政課(048-829-1533)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	設定できません。 (処分先例がないか、稀であるもの又は当面申請が見込まれないものであって、法令の定め以上に具体化することが困難)
	設定等年月日	令和2年9月7日設定 令和 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	60日
	設定等年月日	令和2年9月7日設定 令和 年 月 日最終改正
備 考		